

定 款

株式会社 Globee

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 Globee と称し、英文では Globee Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 英語教育サービスの提供
2. イベントの制作及び企画
3. 英語学習教材の作成
4. 言語学習ソフトウェアの開発
5. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、19,544,000 株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

(株式取扱規程)

第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第 11 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株主総会

(株主総会の招集及び議長)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。
- 3 代表取締役社長に事故又は支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が招集し、議長となるものとする。

(電子提供措置等)

第 13 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合

を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議決権の代理行使)

第15条 当会社の株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

2 前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、複数名を選任することはできないものとする。

(株主総会の議事録)

第16条 株主総会の開催日時、場所、出席した取締役、議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、株主総会の日から10年間本店に備え置く。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会及び員数)

第17条 当会社は取締役会を置き、取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 当会社の取締役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第20条 取締役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

(代表取締役及び代表取締役社長)

第21条 取締役会の決議により、1名以上の代表取締役を選定し、その代表取締役のうち1名を代表取締役社長と定める。

(取締役会の招集及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となるものとする。

2 代表取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会においてあらかじめ

定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となるものとする。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 25 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるものの他、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会及び員数)

第 28 条 当会社は、監査役及び監査役会を置き、監査役は 3 名以上とする。

(監査役の選任)

第 29 条 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株

主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(監査役の任期)

第 30 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第 31 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 32 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 34 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役に対する報酬等は、株主総会の決議により定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当社の事業年度は、毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 5 月 31 日とする。

- 2 当社の中間配当の基準日は、毎年 11 月 30 日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払の提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。